

便利なマイナ保険証を 使ってみませんか？

令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

また、令和7年12月2日からは、従来の保険証は使用できなくなります。

船舶所有者さまにおかれましては、便利なマイナ保険証への切り替えをご検討いただくよう、船員の皆さまへお声がけください！

マイナ保険証のメリットの一例

1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

初めて受診する医療機関等でも、過去の特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、よりよい医療が受けられます。

2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額を超える分の医療費の支払いが不要です。



資格確認書



保険証利用登録は
こちらから↓



(マイナポータル)

船員保険
イメージキャラクター
かもめっせ

マイナ保険証をお持ちでない方は

資格確認書でこれまでどおり保険診療を受けられます

資格確認書のすみやかな発行を希望される場合は、できる限り資格取得届等の提出時に資格確認書発行要否欄への☑をお願いします。

※☑していない場合でも、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後に資格確認書を発行します。

※資格確認書交付申請書を船員保険部へご提出いただくことでも発行が可能です。

資格確認書交付申請書は
こちらから↓



(船員保険部ホームページ)



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前8時30分から午後5時15分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

